

平成25年2月
市川市定例教育委員会会議録

市川市教育委員会

平成25年2月定例教育委員会会議録

- 1 日 時 平成25年2月4日(木) 午後3時00分開議
- 2 場 所 第5委員会室
- 3 日 程
 - 1 開会
 - 2 会期の決定
 - 3 議事日程の決定
 - 4 会議録署名委員の指名
 - 5 議案第26号 市川市子ども・子育て会議条例の制定に係る意見聴取について
議案第27号 市川市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例の一部改正に係る意見聴取について
議案第28号 市川市林間施設の設置及び管理に関する条例の廃止に係る意見聴取について
議案第29号 市川市使用料条例の一部改正に係る意見聴取について
議案第30号 平成24年度市川市一般会計補正予算(第4号)(うち教育費に係る部分)に係る意見聴取について
議案第31号 平成25年度市川市一般会計予算(うち教育費に係る部分)に係る意見聴取について
議案第32号 学校用地の取得について
 - 6 その他
 - 7 閉会
- 4 本日の会議に付した事件
 - 1 議案第26号 市川市子ども・子育て会議条例の制定に係る意見聴取について
議案第27号 市川市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例の一部改正に係る意見聴取について
議案第28号 市川市林間施設の設置及び管理に関する条例の廃止に係る意見聴取について
議案第29号 市川市使用料条例の一部改正に係る意見聴取について
議案第30号 平成24年度市川市一般会計補正予算(第4号)(うち教育費に係る部分)に係る意見聴取について

議案第31号 平成25年度市川市一般会計予算（うち教育費に係る部分）に係る意見聴取について

議案第32号 学校用地の取得について

- 2 その他（1）平成24年度市川市児童生徒学習賞について
（2）平成25年度学校給食調理等業務委託の新規予定校について
（3）平成24年度「新成人の集い」について

5 出席委員 宇田川 進
五十嵐 芙美子
中村 ふじ江
田中 庸惠

6 欠席委員 内田 茂男

7 出席職員、職・氏名

教育次長	下川 幸次	教育総務部長	津吹 一法
学校教育部長	藤間 博之	生涯学習部長	倉橋 常孝
教育総務部次長	高坂 哲	学校教育部次長	押田 敏郎
生涯学習部次長	千葉 貴一	教育政策課長	大野 英也
就学支援課長	伊藤 三郎	教育施設課長	金子 登志夫
義務教育課長	赤石 欣弥	指導課長	平山 健次
保健体育課長	水嶋 雅	教育センター所長	山元 幸惠
生涯学習振興課長	丸山 賢治	地域教育課長	鈴木 栄司
青少年育成課長	安部 幸弘	公民館センター長	秋本 賢一
中央図書館長	松本 雅貴	考古博物館長	新木 等
自然博物館長	宮田 明吉	子育て支援課長	山口 仁史
映像文化センター所長	加藤 久雄		

7 事務局職員、職・氏名

教育政策課	主 幹	水越 英明
〃	主 幹	福田 修
〃	副主幹	近藤 孝子
〃	副主幹	宮内由美子
〃	副主幹	岡田 靖弘
〃	主 査	吉成 悟

○ 宇田川委員長

ただいまから、平成25年2月定例教育委員会を開会いたします。本日の会議は、委員の過半数が出席しておりますので地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の規定により成立いたしました。この定例会の会期は、市川市教育委員会会議規則第3条第2項の規定により、本日1日といたします。それでは、お配りした日程に従い議事を進めます。会議録署名委員の指名を行います。会議規則第39条の規定により、会議録署名委員は委員長、五十嵐委員、田中委員を指名いたします。次に、議案に入ります。議案第26号 市川市子ども・子育て会議条例の制定に係る意見聴取についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○ 子育て支援課長

資料2ページをお開きください。本案は、子ども・子育て支援法の制定を踏まえ、市川市子ども・子育て会議の設置に当たり、条例の制定を行う必要がありますことから、教育委員会の意見を求めるものでございます。次に、市川市子ども・子育て会議の概要について御説明いたします。3ページをお願いいたします。市川市子ども・子育て会議条例をごらんください。主な制定内容について、条文ごとに説明をさせていただきます。第1条の設置でございますが、昨年8月に社会保障と税の一体改革とあわせ子ども・子育て支援法など関連三法が成立し、新たな子ども・子育て支援新制度が創設されました。新制度では、全ての子ども・子育て家庭の実情を踏まえてしっかりと計画を立て、事業を進めることが求められております。子ども・子育て支援法では、市町村は子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項等を調査審議するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとされております。本市では、これを受けまして、市長又は教育委員会の諮問に応じ調査審議する機関といたしまして市川市子ども・子育て会議を置くものでございます。第2条の任務でございますが、法第77条の第1項各号で規定されております特定教育・保育施設の利用定員及び特定地域型保育事業の利用定員を定めるときや、市町村子ども・子育て支援事業計画を定めるとき、または変更する場合などの事務を処理と市が実施します法律に基づく施策につきましては、市長又は教育委員会の諮問に応じ調査審議を行うものとされております。次に、第3条の組織でございますが、委員は15人以内で組織し、臨時委員を置くことができる旨を定めております。4ページをお願いいたします。次に、第4条の委員及び臨時委員でございますが、学識経験のある者、関係団体の推薦を受けた者、子ども・子育て支援法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関する事業に従事する者、子どもの保護者、市民を委嘱するものでございます。市民は公募を行い、委員の任期は2年でございます。第5条で会長及び副会長を置くことについて、第6条で会議について、5ページをお願いいたします。第7条で子

ども・子育て会議の事務は、こども部で行うことについて、第8条で委員及び臨時委員の報酬及び費用弁償について、第9条で委任について規定いたしております。次に、附則の第1項をごらんください。本条例の施行日は平成25年7月1日からといたしております。そのほか附則において、社会福祉審議会の任務のうち児童福祉の任務を全て子ども・子育て会議で担いますことから、市川市社会福祉審議会条例の一部改正を行いますとともに委員及び臨時委員の報酬を定める必要がありますことから、市川市特別職の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正を行うことになっております。以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○ 宇田川委員長

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。質疑がないようですので、議案第26号について、教育委員会の意見は異議なしとしてよろしいでしょうか。御異議はございませんか。

○ 他の委員

異議なし。

○ 宇田川委員長

それでは、本案については異議なしと決定します。こども部におかれては、この後会議があると伺っております。どうぞ御退席ください。次に議案第27号 市川市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例の一部改正に係る意見聴取についてを議題といたします。本案につきましては、議案第29号 市川市使用料条例の一部改正に係る意見聴取についての一部とも関連がありますので、あわせての説明を求めます。

○ 映像文化センター所長

7ページの提案理由を御説明いたします。市川市生涯学習センター内の映像文化センターを廃止し、市川市文学ミュージアムを設置することに伴う市川市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例の一部改正を行うに当たり、教育委員会に意見を求めるものでございます。8ページをお願いいたします。条例の一部改正の概要について御説明をいたします。主な改正内容でございますが、第4条の名称は文学ミュージアムと定めるものでございます。主な業務でございますが、第1項の(1)文学、映像等に関する資料の収集、保管、展示及び利用に関すること以下(4)まででございます。9ページをお願いいたします。文学ミュージアムの構成でございます。(1)から(9)、音楽スタジオ以下ごらんとおりでございます。第6条関係でございます。施設の管理を行う者の変更に伴う改正で、第6条、第7条、第17条、18条、21条、24条及び27条の関係で、映像文化センターの使用の許可につきましては教育委員会に権限がある旨定めておりましたが、実際には市長の補助機関が補助執行してまいりました。文学ミュージアムでは、視聴覚教育及び視聴覚資料に関することは行わず、施設の管理は市長が行うことから、使用の許可等の

権限についても市長の権限とするものでございます。10ページをお願いいたします。附則で、施行期日は、この条例は、公布の日から起算して5月を超えない範囲内において規則で定める日から施行するということになっております。続きまして議案第29号 市川市使用料条例の一部を改正する条例に係る意見聴取のうち、文学ミュージアムの設置に伴う部分について御説明をします。映像文化センターを廃止し新たに文学ミュージアムを設置することに伴いまして、映像文化センターの施設利用及び附属設備利用等を廃止するものでございます。21ページをお願いいたします。別表第14文学ミュージアム使用料、以下、施設使用料、附属設備使用料を記載させていただいております。映像文化センターの施設使用料及び附属設備使用料を廃止して、その後、文学ミュージアムの施設使用料等が入ることになります。説明は以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○ 宇田川委員長

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。質疑がないようですので、議案第27号について、教育委員会の意見は異議なしとしてよろしいでしょうか。御異議はございませんか。

○ 他の委員

異議なし。

○ 宇田川委員長

それでは、本案については異議なしと決定します。次に議案第28号 市川市林間施設の設置及び管理に関する条例の廃止に係る意見聴取についてを議題といたします。本案につきましても、議案第29号 市川市使用料条例の一部改正に係る意見聴取についての一部と関連がありますので、あわせての説明を求めます。

○ 生涯学習振興課長

議事日程の17ページをお願いいたします。これまでも折を見て説明をさせていただきましたが、平成25年度末をもって菅平高原いちかわ村を廃止するに当たりまして、条例の廃止を行うことへの意見を求められているものでございます。菅平高原いちかわ村の廃止に関しましては、平成22年度に市政戦略会議において廃止の判定がなされまして、行政経営会議において廃止の対応方針が示されました。その後、利用者が限定的である中で施設の運営、維持管理の費用を継続的に支出する必要があることなどの廃止の判断ポイントを整理いたしまして、事業の縮減や廃止に向けた調査などをこれまで22年度末、23年度、今24年度の後半にかかっておりますけれども、調査を進めてまいりました。今後は市民、利用者への周知ですとかアフターフォロー、施設廃止後の処理を関係部署、各課と協議する必要があることことから、平成25年度末をもって施設を廃止していきたいと考えております。これに伴いまして市川市林間施設の設置及び管理に関する条例の廃止を2月議会で提

案することに当たりまして、本年1月21日に開催されました庁議の承認を得まして、今回の意見聴取となっております。この廃止の条例につきましては、平成26年4月1日を施行としまして、平成25年度中につきましては予算を縮減しながら施設の運営を継続しながら廃止について周知していくということになるものでございます。あわせて、議案第29号 市川市使用料条例の一部改正に係る意見聴取についてでございますが、資料の20ページでございます。平成25年度末をもって菅平高原いちかわ村を廃止することに伴いまして、市川市使用料条例の一部改正を行うことへの意見を伺うものでございます。林間施設の廃止に伴い公の施設の使用に係る使用料の第2条第1項第9号及び別表9の削除となります。この施行日につきましても、設置管理条例の廃止と同じように平成26年4月1日となります。資料の24ページに現行と改正後で表にしてございます。第2条の(9)林間施設別表第9が削除になりまして、表につきましても、26ページの別表第9 林間施設使用料についての表が削除となったということでございます。説明については以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○ 宇田川委員長

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。質疑がないようですので、議案第28号について、教育委員会の意見は異議なしとしてよろしいでしょうか。御異議はございませんか。

○ 他の委員

異議なし。

○ 宇田川委員長

それでは、本案については異議なしと決定します。議案第29号について、映像文化センターと生涯学習振興課から説明をいただきましたが、議案第29号についても、教育委員会の意見は異議なしとしてよろしいでしょうか。御異議はございませんか。

○ 他の委員

異議なし。

○ 宇田川委員長

それでは、本案については異議なしと決定します。次に議案第30号 平成24年度市川市一般会計補正予算（第4号）（うち教育費に係る部分）に係る意見聴取についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○ 教育政策課長

議事日程の33ページをお願いいたします。このたび平成24年度市川市一般会計補正予算（第4号）予算案が確定いたしまして、2月市議会定例会に議案を提出するに当たりまして、教育費に係る予算につきましては市長に意見を申し出る必要がございますために、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づきまして教育委員会の議決をお願いするものでございま

す。それでは、34ページをお願いいたします。初めに、1. 歳入歳出予算補正の歳入について御説明いたします。まず、第13款国庫支出金第2項国庫補助金第5目教育費国庫補助金でございます。第1節の教育総務費国庫補助金の幼稚園就園奨励費補助金につきましては、歳出における私立幼稚園就園奨励費補助金の支給対象者が当初見込みより増となりましたことに伴って、その財源として充てられる幼稚園就園奨励費補助金も増となりましたことから、387万4,000円の増額補正をお願いするものでございます。続きまして、第2節及び第3節小学校費及び中学校費国庫補助金で計上しております学校教育設備整備費等補助金につきましては、理科の授業で使用いたします教材備品購入費を対象とした補助金でございますが、緊急経済対策による国の補正予算に基づき、その財源といたしまして小学校費国庫補助金で975万円、中学校費国庫補助金で400万円の増額補正をお願いするものでございます。また、同じく小中学校費の学校施設環境改善交付金につきましては、小中学校の耐震補強改修工事やトイレ改修工事などを対象とした補助金でございます。今回の補正の内容といたしましては、これも国の補正予算に基づきまして、平成25年度当初予算に計上する予定でございました小中学校の耐震補強工事及びトイレ改修工事につきまして、平成24年度への前倒しを行いまして、その工事費の財源とするため、小学校費国庫補助金として8億8,445万5,000円、中学校費国庫補助金といたしまして1億6,486万6,000円の増額補正をお願いするものでございます。続きまして、第6目第1節公債費国庫補助金でございます。これは、平成23年度の史跡用地の取得のために借り入れた事業債におきまして、平成24年度からの元利償還費に充てるための国庫補助金を計上したものでございます。毎年度、元利償還費の80%の補助となるものでございますが、当初見込んでいた金利より低い利率での借り入れが可能となりましたことから、その借入金の元利償還費に充てる国庫補助金の額も減となりましたため170万4,000円の減額補正をお願いするものでございます。続きまして、第20款第1項市債第6目教育債について御説明を申し上げます。第1節、第2節の小学校債、中学校債のいずれも小中学校に対する耐震補強改修工事やトイレ改修工事などに係る補助金で、これにつきましても国庫補助金において御説明いたしました学校施設環境改善交付金と同様に、国の補正予算に基づき平成25年度に計上する予定でありました小中学校の耐震補強工事及びトイレ改修工事を平成24年度に前倒ししたことにより、その工事費の財源といたしまして、小学校債で8億2,000万円、中学校債で6,860万円の増額補正をお願いするものでございます。以上、歳入につきましては合計で19億5,384万1,000円の増額補正をお願いするものでございます。続きまして、35ページをお願いいたします。歳出について御説明をいたします。まず、第1項教育総務費から第7項社会教育費までの給料、職員手当等、共済費など、これらの人件費につきましては、いずれも減額補正とな

りますが、要因が共通しておりますので、一括して御説明を申し上げます。この給料などの減額補正の要因は、12月議会での条例改正により昇給率の減がございましたこと、また、年度途中の職員の退職、育児休業、さらに予算を編成した時点と実際の職員の配置人数や職位などの差によりまして不用額が生じたことから、人件費合計で1億3,000万円の減額補正をお願いするものでございます。なお、内訳につきましては、第1項教育総務費では、給料、共済費の合計で3,100万円、第3項中学校費では、共済費で280万円、第4項学校給食費では、給料、職員手当等、共済費の合計で3,010万円、第5項幼稚園費では、給料、職員手当等、共済費の合計で3,060万円、第6項学校保健費では、共済費で15万円、第7項社会教育費では、給料、職員手当等、共済費の合計で3,535万円の減額となっております。続きまして、人件費以外の補正要因について御説明いたします。また35ページをお願いいたします。第1項教育総務費第2目事務局費第7節賃金の非常勤職員等雇上料につきましては、事務局職員や幼稚園教諭等において病気休暇や育児休暇等の長期休暇を取得した人数が当初見込みより減となりまして、その代替としての非常勤職員の対象者も減となりましたことから、560万円の減額補正をお願いするものでございます。第9節旅費の職員旅費につきましては、教育長の海外視察旅費に不用額が生じたほか、事務職員旅費の負担見込みにおきましても不用額が生じる見込みでありますことから、105万3,000円の減額補正をお願いするものでございます。第9節負担金補助及び交付金の補助金のうち私立幼稚園就園奨励費補助金の586万円、私立幼稚園幼児教育振興費補助金の136万7,000円、私立幼稚園等子育て支援金の844万3,000円の増につきましては、いずれも支給対象者が当初見込みより増となりましたことから、増額補正をお願いするものでございます。一方で、幼稚園類似施設園児補助金につきましては、支給対象者が当初見込みより減となりましたため154万4,000円の減額補正を、私立幼稚園預かり保育事業費補助金につきましては、支給対象となる幼稚園数が当初見込みより減となりましたため、551万円の減額補正をそれぞれお願いするものでございます。続きまして、第2項小学校費第1目学校管理費につきまして御説明いたします。まず第11節需用費の光熱水費ですが、これは昨年7月から東京電力の電気料金が値上げとなったことに伴いまして各小学校の電気使用料が当初見込みより増となったこと等から、3,000万円の増額補正をお願いするものでございます。次に第15節工事請負費の改修工事費でございますが、校舎等改修工事費については入札差金が生じたことにより451万円の減額補正を、耐震補強改修工事費の16億6,126万円、トイレ改修工事費の3,697万1,000円のそれぞれの増につきましては、歳入におきまして御説明いたしましたとおり国の補正予算に基づき平成25年度に計上する予定でありました工事費を平成24年度に前倒しいたしますことから増額補正をお願いするものでございます。続きまして、第2

目教育振興費について御説明いたします。第12節役務費の手数料でございますが、これは、小学校に設置しているコンピューターの保守料が当初見込みより減となりましたため、571万9,000円の減額補正をお願いするものでございます。第18節備品購入費の学校用備品費につきましては、これも歳入でも御説明いたしましたとおり、緊急経済対策による国の補正予算に基づき理科の授業で使用する教材備品費として1,950万円の増額補正をお願いするものでございます。続きまして、第3項中学校費第1目学校管理費について御説明いたします。第11節需用費の光熱水費につきましては、小学校費の光熱水費と同様の理由によりまして、1,300万円の増額補正をお願いするものでございます。15節工事請負費の改修工事費につきましても小学校費と同様の理由によりまして、校舎等改修工事費で1,268万2,000円の減額補正を、耐震補強改修工事費で1億8,684万8,000円の増額補正を、トイレ改修工事で3,500万円の増額補正をそれぞれお願いするものでございます。第22節補償補填及び賠償金の補償金につきましては、第三中学校の校舎取り壊し工事に伴う家屋等損傷補償について交渉が成立いたしましたことにより、その支出額として69万9,000円の増額補正をお願いするものでございます。続きまして、第2目教育振興費につきましては、第12節役務費の手数料296万8,000円の減額、第18節備品購入費の学校用備品費の800万円の増額、これらは、いずれも小学校費の教育振興費と同様の理由により補正をお願いするものでございます。続きまして、36ページをお願いいたします。第3目学校建設費について御説明いたします。第13節委託料につきましては、第四中学校体育館の新築工事に伴う近隣家屋等の調査委託等の入札差金が生じたことから、687万5,000円の減額補正をお願いするものでございます。次に第14節使用料及び賃借料の借上料につきましては、第四中学校校舎建て替えに伴う仮設校舎のリース期間について、平成25年2月からの開始予定を3月からに変更いたしましたことにより1カ月分の不用額が生じたため、1,020万8,000円の減額補正をお願いするものでございます。第15節工事請負費の新設工事費につきましては、第四中学校の体育館新築工事の入札差金が生じたことから、2,475万4,000円の減額補正をお願いするものでございます。続きまして、第4項第1目学校給食費について御説明いたします。第13節委託料につきましては、全て学校給食に係る委託業務となっておりますが、主に入札差金による不用額が生じたことにより、委託料全体で2,000万3,000円の減額補正をお願いするものでございます。第18節備品購入費の学校用備品費につきましては、国分小学校の建て替えに伴い学校給食用の備品を購入するものでございますが、これにおいても入札差金が生じたことにより、1,140万8,000円の減額補正をお願いするものでございます。続きまして、第5項第1目幼稚園費について御説明をいたします。第15節工事請負費の改修工事費につきましては、幼稚園の園舎改修工事費に入札差金が生じたことから、126

万円の減額補正をお願いするものでございます。続きまして、第6項第1目学校保健費について御説明いたします。第13節委託料につきましては、いずれも健康診断関係の業務委託でございますが、入札差金が生じたことにより、委託料全体で459万3,000円の減額補正をお願いするものでございます。続きまして、第7項社会教育費第3目公民館費について御説明いたします。第11節需用費の光熱水費につきましては、これも昨年7月の東京電力の電気料金の値上げに伴い当初見込みに不足が生じますことから、204万2,000円の増額補正をお願いするものでございます。第13節委託料につきましては、公民館維持管理委託業務費に入札差金が生じたことから、205万の減額補正をお願いするものでございます。続きまして、37ページをお願いいたします。第4目図書館費について御説明いたします。第11節需用費の光熱水費につきましては、これも昨年7月の東京電力の電気料値上げに伴い当初予算に不足が生じる見込みであることから、489万5,000円の増額補正をお願いするものでございます。続きまして、第9目青少年育成費について御説明申し上げます。第13節委託料の放課後保育クラブ指定管理料におきまして保育クラブ指導員の必要人数が当初見込みを下回ったことから、6,362万4,000円の減額補正をお願いするものでございます。以上、歳出につきましては、合計で16億9,952万4,000円の増額補正をお願いするものでございます。続きまして、2の繰越明許費補正について御説明をいたします。小学校費におきまして、小学校耐震補強事業で16億6,126万円、小学校営繕事業（トイレ改修事業）で8,009万5,000円、中学校費におきまして、中学校耐震補強事業で1億8,684万8,000円、中学校営繕事業（トイレ改修事業）で3,500万円の補正につきましては、いずれも1の歳入歳出予算で御説明いたしましたとおり、国の補正予算に基づき平成25年度当初予算に計上する予定であった小中学校のトイレ改修工事及び耐震補強工事について、平成24年度に前倒しいたしますことから、今回の2月補正予算で計上するとともに、平成25年度に繰り越して執行するために繰越明許費として計上するものでございます。また、小学校費におきまして、小学校教材整備事業で1,950万円、中学校費におきまして、中学校教材整備事業で800万円の補正につきましては、いずれにおいても1の歳入歳出予算で御説明いたしましたとおり、国の緊急対策としての補正予算に基づき国庫補助の対象となりました理科の授業で使用する教材備品購入費を2月補正で計上いたしますもので、平成25年度に繰り越して執行することとなったため繰越明許費を設定するものでございます。最後になりますが、3の地方債補正につきましては、歳入の第20款の市債を増額補正することに伴いまして、市債の限度額についても変更する必要がありますことから、補正前の限度額である10億6,330万円から8億8,860万円増額の19億5,190万円へ限度額の変更を行うものでございます。説明につきましては以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。なお、質

疑につきましては各担当課長より御回答させていただきます。

○ 宇田川委員長

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。質疑がないようですので、議案第30号について、教育委員会の意見は異議なしとしてよろしいでしょうか。御異議はございませんか。

○ 他の委員

異議なし。

○ 宇田川委員長

それでは、本案については異議なしと決定します。次に議案第31号 平成25年度市川市一般会計予算（うち教育費に係る部分）に係る意見聴取についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○ 教育政策課長

議事日程38ページをごらんください。このたび平成25年度市川市一般会計の予算案が確定し、2月市議会定例会に議案を提出するに当たりまして、教育費に係る部分について市長に意見を申し出る必要がありますため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づき教育委員会の議決をお願いするものでございます。恐れ入りますが、別冊の資料でございます「定例教育委員会平成25年度市川市一般会計予算（うち教育費に係る部分）」の資料をごらんください。この資料に基づきまして、教育費に係る予算の概要について御説明申し上げます。資料の1ページをお願いいたします。初めに、1の歳入から御説明をさせていただきます。平成25年度一般会計予算の教育費に係る部分の歳入総額は24億4,545万2,000円で、前年度の22億6,534万7,000円と比較しまして1億8,010万5,000円の増となっております。この増額の主な理由につきましては、まず13款国庫支出金第2項国庫補助金第7目公債費国庫補助金におきまして、対前年度3,012万8,000円増の1億7,054万7,000円を計上したことによるものでございます。この補助金は史跡購入に伴い借入金となる起債を計上したために、その元利償還費に対して毎年度80%の国庫補助を受けることができるもので、平成22年度の借り入れ分が据え置き期間を経て平成25年度から元利償還が始まることとなり、その元金に充てられる国庫補助が計上されたことにより増額となったものでございます。次に20款第1項市債第6目教育債におきまして、国分小学校校舎の建て替え工事の開始による工事請負費の増等に伴い小学校債が増となりましたほか、史跡用地購入面積の減に伴い社会教育債も減となったこと等の要因によりまして、教育債全体では1億3,600万円増の11億9,530万円を計上することとなったものでございます。続きまして、2ページの歳出について御説明をいたします。歳出につきましては、総額で139億1,600万円で、前年度の141億7,200万円と比較いたしますと2億5,600万円の減となっております。各項目の主な増減理由といたしましては、第2項小学校費第1目学校管理費にお

きまして、平成24年度に続き平成25年度においても計上する予定でありました小学校のトイレ改修工事費について、国の補正予算に伴い平成24年度に前倒しいたしましたことなどによりまして、対前年度1億6,294万6,000円減の17億6,959万円を計上するものでございます。続きまして、第2目教育振興費におきまして、平成24年度に校内LANシステム更新に伴う構築費を計上しておりましたが、平成25年度は維持管理費のみの計上となったことなどから大幅減となりまして、対前年度1億892万1,000円減の1億8,281万円を計上することとなったものでございます。続きまして、第3目学校建設費でございますが、これは、平成24年度から平成26年度の3カ年度にわたって国分小学校の校舎及び給食室について建て替えに伴う費用のうち平成25年度分を計上しているものでございます。増額の要因につきましては、平成24年度で給食室の建て替えが完了し、平成25年度より校舎の建て替え工事に着手いたしますため、工事費が前年度に比べて大幅な増となることなどから、対前年度より5億1,858万1,000円増の8億7,420万6,000円を計上するものでございます。続きまして、第3項中学校費について御説明いたします。第1目の学校管理費におきましては、第2項小学校費第1目学校管理費で御説明したと同様に、平成24年度に続き平成25年度においても計上する予定でありました中学校のトイレ改修工事費について、国の補正予算に伴い平成24年度に前倒しいたしましたことなどにより、対前年度1億738万6,000円減の7億7,384万円を計上するものでございます。第2目教育振興費におきましても、第2項小学校費第2目教育振興費と同様に、平成24年度に中学校の校内LANシステム更新に伴う構築費を計上しておりましたが、平成25年度は維持管理費のみの計上となったことなどから大幅減となり、対前年度6,099万6,000円減の1億3,339万円を計上することとなったものでございます。続きまして第3目学校建設費でございますが、これは主に平成24年度から平成26年度の3カ年度にわたって第四中学校の校舎建て替えに伴う費用のうち平成25年度分を計上しているものでございますが、平成24年度は第四中学校の体育館の新築工事費につきましても計上しており、平成25年度は新築工事が校舎の建て替えのみの計上となりましたことから、対前年度5,853万3,000円減の7億8,522万6,000円を計上するものでございます。続きまして、第7項社会教育費について御説明いたします。第2目文化財費につきましては、史跡用地の購入予定面積が前年度を大幅に下回ったことなどから、対前年度1億3,587万1,000円減の9,368万3,000円を計上することとなったものでございます。次に第3目の公民館費でございますが、平成24年度、平成25年度の2カ年度にわたって大野公民館の改修工事を実施しており、平成25年度の工事費が平成24年度を大幅に上回るようになっておりますため、対前年度6,343万1,000円増の4億5,566万6,000円を計上するものでございます。次に第4目図書館費でございますが、平成24年度まで図書館費に計上しておりま

した生涯学習センターの維持管理費について、平成25年度から新設となります第10目生涯学習センター費で計上することとなったことなどから、対前年度1億9,831万円減の3億4,932万1,000円を計上することとなったものでございます。一方、新規で計上することとなりました第10目生涯学習センター費におきましては、光熱水費、施設修繕費、施設管理委託料等の生涯学習センターの維持管理に要する費用について計上しておりまして、平成25年度は1億9,965万9,000円を計上しております。これは、平成24年度までは生涯学習センターの維持管理費については中央図書館費で執行してございましたため、図書館費に計上してございましたが、平成25年度から公民館センターを廃止し、新設となります社会教育課に生涯学習センターの維持管理費の執行を引き継ぐこととなったことによるものでございます。続きまして、3ページをお願いいたします。3の債務負担行為について御説明いたします。債務負担行為につきましては、次年度以降数年間にわたって行う建物の借り上げなど後年度に負担が生じる経費について、その事業期間や事業費の限度額を定めて、あらかじめ議会の議決を得るものでございます。教育費においては、第四中学校埋蔵文化財発掘調査委託費といたしまして、平成25年度から平成26年度の2カ年にわたり債務負担行為を設定するものでございます。これは、第四中学校の校舎建て替えに伴い旧校舎の解体とその敷地における埋蔵文化財の調査を行うものでございます。なお、限度額の設定におきましては、平成26年度分の1,200万円を限度額として設定しているものであり、平成25年度分につきましては、歳出予算において2,800万円を委託料として計上しているものでございます。続きまして、4の地方債について御説明いたします。これは、事業を実施する際に費用の一部を借り入れる必要がありますことから、教育債に係る借り入れの限度額や方法、利率、償還方法を定めて議会の議決を得るものでございます。起債の限度額は11億9,530万円となっており、借り入れの内容は、小中学校のトイレや耐震等の改修事業及び校舎等の建て替え事業、史跡公有化事業、公民館の改修事業に関するものでございます。続きまして、平成25年度の主要事業の概要について主なものを御説明いたします。それでは、7ページをお願いいたします。1の入学準備金貸付事業につきましては、高等学校、大学などに入学を希望する者の保護者で、入学準備金の調達が困難な者に対しまして、その一部を無利子で貸し付け、教育機会の均等を図るものでございます。次に、3の私立幼稚園就園奨励費補助金につきましては、私立幼稚園に在園する園児の保護者に対して補助金を交付し、保護者の負担の軽減を図る制度でございます。続きまして、8ページをお願いいたします。6の私立幼稚園預かり保育事業費補助金につきましては、幼児教育の振興と保育園の待機児童の解消を図ることを目的に、保護者が就労している場合でも幼稚園に通わせることができるよう預かり保育を実施する園に対して補助を行うものでございます。次に、9ページをお

願いいたします。7の私立幼稚園等子育て支援金につきましては、幼稚園・幼稚園類似施設に在園する園児の保護者のうち、子どもを3人以上養育している一定の所得以下の世帯に対しまして補助金を交付し、子育てを支援するものでございます。9番、少人数学習等担当補助教員事業につきましては、各小中学校に1名の補助教員を派遣し、少人数指導やチームティーチングを実施することできめ細やかな指導を引き続き推進してまいります。続きまして、12ページをお願いいたします。20番、小学校・中学校耐震補強事業につきましては、児童生徒の安全確保と災害時において避難場所となる校舎の耐震補強改修工事と、今後、改修を予定している校舎等の設計委託を行うものでございます。なお、設計委託につきましては、小学校では市川小学校ほか5校、中学校では第二中学校ほか1校を予定しておりますが、耐震工事につきましては、平成25年度で実施する予定であったものを平成24年度の2月補正で計上し、前倒しで執行することとなっております。同じく21番、小学校・中学校トイレ改修事業につきましては、老朽化したトイレを改修し、児童生徒が清潔で快適に利用できるよう年次計画に基づき改修を行い、環境改善を行うものでございます。なお、設計委託につきましては、小学校では真間小学校ほか1校、中学校では第八中学校を予定しておりますが、対象校につきましては、平成25年度で実施する予定だったものを24年度の2月補正で計上し、前倒しで執行することとなっております。続きまして、13ページをお願いいたします。23番、学校給食事業（調理等業務委託事業）につきましては、平成25年度に新たに若宮小学校1校の民間委託を行うものでございます。これによりまして平成25年度末の給食の民間委託率は75%となります。同じく24番、学校給食事業につきましては、子どもたちに提供する給食の安全性を確保するため、給食食材及び調理済みの給食の放射性物質の検査を実施するものでございます。次に、14ページをお願いいたします。25番、学校給食費負担軽減事業につきましては、経済不況が続いておりますことから、保護者の経済的負担を軽減させる措置といたしまして食材の現物支給を実施するものでございます。なお、多子世帯の負担軽減対策として、1つの家庭において義務教育諸学校に同時に3人以上在籍する場合は、そのうちの3番目以降の児童生徒について給食費を無料とする政策を引き続き実施いたします。27番、学校支援実践講座事業につきましては、現在大きな社会問題となっております学校におけるいじめ問題をテーマとした社会人権講座を市民を対象として行うもので、平成25年度の新規事業でございます。続きまして、16ページをお願いいたします。33の公民館営繕事業（環境改善事業）につきましては、大野公民館について、平成24年度、25年度の2カ年計画によりエレベーターの設置工事を行いますほか、曾谷公民館の空気調和設備の改修等を行うものでございます。次に34番、蔵書管理効率化事業につきましては、中央図書館の書庫スペースに可動式集密書架を導入し、収容能力の向

上を図るもので、これも平成25年度の新規事業でございます。最後に、18ページをお願いいたします。38番、放課後保育クラブ運営事業につきましては、受け入れ体制の整備充実を図るとともに、引き続き待機児童の解消に努めてまいります。また、老朽化した施設の改修、備品の整備もあわせて努めてまいります。以上、教育費に係る平成25年度当初予算案の概要について御説明をさせていただきました。説明は以上となりますので、御審議のほどよろしくをお願いいたします。なお、御質問につきましては各担当課長から御説明をさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○ 宇田川委員長

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。質疑がないようですので、議案第31号について、教育委員会の意見は異議なしとしてよろしいでしょうか。御異議はございませんか。

○ 他の委員

異議なし。

○ 宇田川委員長

それでは、本案については異議なしと決定します。次に議案第32号 学校用地の取得についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○ 教育施設課長

資料は議事日程の39ページをごらんください。取得する土地は法定外公共物で、国から市川市に譲与されたものでございますが、これを国分小学校の用地とするため、教育委員会の議決を求めるものでございます。対象となる土地は市川市東国分2丁目1527番26号で、面積は473.44㎡、場所は次の40ページに位置図がございまして、国分小学校用地と北側のプールの間、東西に細長い土地がございまして、赤線で示した場所でございます。御存じのとおり、国分小学校はコンクリート強度不足のため耐震改修補強工事ができなく、現在、給食室と校舎の建替えを進めているところでございます。新しくできる給食室は第一中学校と親子方式であり、ドライ方式や汚染区域と非汚染区域を分けるなど新基準での建設のため、規模が大きくなってまいります。また、消防活動区域や緊急車両用の通路を設けるなどによりまして校庭面積が狭くなりますことから、当該土地を学校農園や遊具、倉庫を移設する場所として活用し、できる限り校庭面積を確保するため取得するものでございます。説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○ 宇田川委員長

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。質疑がないようですので、議案第32号を採決いたします。御異議はございませんか。

○ 他の委員

異議なし。

○ 宇田川委員長

異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決いたしました。続きまして、その他に入ります。(1)平成24年度市川市児童生徒学習賞についてを説明してください。

○ 指導課長

この学習賞は、市川市内の小・中・特別支援学校の教育活動の成果として全国規模、関東規模、全県規模の行事に参加し、優秀な成績をおさめた児童生徒を表彰し、本市教育活動の振興に寄与することを目的としております。今年度の表彰対象は、個人22件、団体9件の合計31件となっております。主なものをお話ししますと、下貝塚中学校の白井さん、書道の作品で全国1位となる文部科学大臣賞を受賞しております。また、スポーツのほうでは、大洲中学校、石垣真衣さん、ボールルームダンス、これは社交ダンスですけれども、中学生の部、男女カップル、スタンダード部門総合優勝という成績をおさめております。これらは周囲のさまざまな人たちに支えられまして、子どもたち1人1人が日々たゆまぬ努力をしてきたことが実を結んだものと考えられます。表彰式は2月18日月曜日に開会されます市議会2月定例会の初日に議場において行われ、市長から直接表彰していただくことになっております。なお、現在は31件でございますが、公立小学校から個人表彰2件の追加申請がございまして、現在審査中でございます。以上でございます。

○ 宇田川委員長

ありがとうございました。次に(2)平成25年度学校給食調理等業務委託の新規予定校について説明してください。

○ 保健体育課長

平成12年度より退職者不補充の方針のもと実施しておりますこの調理業務委託でございますが、平成25年度は若宮小学校の調理場を新規に委託いたします。1月22日に保護者説明会を実施いたしまして、2月1日に業者選定の入札を行いました。これによって35調理場、42校が民間委託となり、学校数で見ますと進捗率は75%となります。また、平成25年度更新の10校につきましては、昨年の12月に入札を行い、業者が決定しております。国分小学校、稲荷木小学校につきましては、建て替え、それから稲荷木幼稚園廃園の関係もあることから、1年更新の随意契約として、2校とも現在の業者で更新が決定しております。以上でございます。

○ 宇田川委員長

ありがとうございました。次に(3)平成24年度新成人の集いについて説明してください。

○ 生涯学習振興課長

議事日程の42ページ、43ページに資料をまとめさせていただいております。平成25年、本年1月13日の日曜日に市川市文化会館にて開催させていただきました。記念品につきましてはシリコンスチーマーを配布しております。対

象者が4,091名おりました。参加の受け付けをした者が2,494名、受付率が61.5%でございました。当日は非常に天候にも恵まれて、翌日の成人の日が大雪になりましたので、よかったですけれども、大変ににぎわいを見せておりました。来賓ですが、88名の案内状送付者のうち68名の方に出席をいただいております。また、教育委員の皆様にも主催者側として出席いただきましてありがとうございました。催事ですけれども、各会場別に催しを行いまして、大ホール式典会場、1、2階とも満席でございました。特にZONEによるサプライズコンサートでは、後方がかなり立ち見になるというようなことで、今回の成人の方たちには大変に喜んでいただけたのではないかと思います。ホワイエでは記念写真の撮影コーナーを利用する方ですとか、JCNが新成人が小学校時代に撮影した「わくわく1年生」を放映してくれまして、それを楽しんでいる者たちもおりました。地下1階にはビデオレターの会場を設けましたので、懐かしい先生方のビデオを鑑賞する新成人もたくさんいらっしゃいました。このコーナーは本当に盛況でございました。それぞれ出演していた先生方に返信のメッセージを預かる仕組みをついているのですけれども、200通以上の返信がことしはあったということで、それぞれの先生方のところに届くように、今手配をしているところです。4階では茶席の体験コーナーですとか、着物の着付け直しコーナーを設けまして、こちらのほうもたくさんの方に利用していただきました。また、地下の1階ロビーで保健センターによる20歳の歯科検診キャンペーンなども実施させていただきました。来年度、平成25年度成人式の開催日ですが、日曜開催が4年目を終了しまして非常に定着をしてくれているということで、次年度につきましては、平成26年1月12日が日曜日でございますので、この1月22日に実施を予定しておりますので、ご承知おきいただきたいと思います。報告は以上です。

○ 宇田川委員長

ありがとうございました。以上で本日の議事は全て終了いたしました。皆様から何かございますか。

○ 他の委員

ございません。

○ 宇田川委員長

それでは、これもちまして平成25年2月定例教育委員会を閉会いたします。

(午後4時15分閉会)

署名委員

委員長

宇田川 遼

委員

五十嵐 美美子

委員

田中 庸恵